

経営革新計画の承認について

資料提供
令和7年4月30日
課名：経営革新課
担当者：和田
内線：3460
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和7年4月に4件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,068件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者（※）の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和7年4月に承認した経営革新計画

申請者所在地	設立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業種	経営革新計画のテーマ
株式会社御菓子所高木 広島市西区商工センター	昭和26年	30,000	82	食料品製造業	小型羊羹の開発による新規顧客獲得
井上工業有限会社 福山市駅家町	昭和63年	5,000	6	金属製品製造業	最新型CNC円筒研削盤の導入による真空ポンプの部品加工への進出

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

（※）特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。